○喜多方市法定外公共用財産の管理に関する条例

平成18年１月４日条例第229号

改正

平成26年３月26日条例第13号

令和元年９月24日条例第21号

喜多方市法定外公共用財産の管理に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、法定外公共用財産の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において「法定外公共用財産」とは、市が所有する道路、水路、ため池等その他これらに類する一般公共の用に供されている財産であって、道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）その他の法令の規定の適用を受けないものをいう。

（行為の禁止）

第３条　法定外公共用財産においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(１)　法定外公共用財産を損傷すること。

(２)　法定外公共用財産に土石、竹木、ごみその他の汚物又は廃物を投棄し、又はたい積すること。

(３)　前２号に掲げるもののほか、法定外公共用財産の保全及び利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

（使用の許可）

第４条　法定外公共用財産について、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

(１)　法定外公共用財産の敷地又は水面を使用すること。

(２)　法定外公共用財産の敷地内において工作物を新築し、改築し、又は除去すること。

(３)　法定外公共用財産の敷地内において掘削、盛土その他土地の形状の変更をすること。

(４)　前３号に掲げるもののほか、公衆の利便に供するため特にやむを得ないと認められる行為により、法定外公共用財産を使用すること。

２　前項の許可に係る使用の期間は、５年以内とする。

（期間更新の許可）

第５条　前条第１項の許可を受けた者は、当該許可に係る使用の期間満了後引き続きその法定外公共用財産の使用をしようとするときは、期間の更新を必要とする理由及び更新の期間を明らかにして、市長の許可を受けなければならない。

２　前条第２項の規定は、前項の期間更新の許可について準用する。

（許可事項の変更の許可）

第６条　第４条第１項又は前条第１項の許可を受けた者は、当該許可に係る使用の場所、数量を変更しようとするときは、変更に係る事項及びその理由を明らかにして、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

（住所、氏名等の変更）

第７条　第４条第１項、第５条第１項又は前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（許可の条件）

第８条　市長は、第４条第１項、第５条第１項及び第６条の許可に、法定外公共用財産の管理上必要な条件を付することができる。

（権利の譲渡の制限）

第９条　使用者は、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければ、この条例に基づく許可に係る権利を他人に譲渡してはならない。

（地位の承継）

第10条　前条の規定により市長の承認を受けてその権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

２　使用者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によりその許可に係る権利を承継した法人は、当該許可を受けた使用者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

３　前項の規定により地位を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（許可の取消し又は変更）

第11条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は変更することができる。

(１)　偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(２)　この条例の規定又は許可に付した条件に違反したとき。

(３)　公益上やむを得ない理由が発生したとき。

（原状回復の義務等）

第12条　使用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、市長の指示に従い、速やかにその法定外公共用財産を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(１)　前条の規定により許可が取り消されたとき。

(２)　使用の期間が満了したとき。

(３)　使用を終了し、又は廃止したとき。

２　使用者は、前項の規定により法定外公共用財産を原状に回復したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、市長の検査を受けなければならない。

（使用料の徴収）

第13条　市長は、使用者から使用料を徴収する。

２　使用料は、使用の許可の際、納入通知書により一括して徴収する。ただし、その許可に係る期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の４月末日までに徴収する。

（使用料の額）

第14条　使用料の額は、別表に定める金額に許可の数量を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円とし、その額が100円以上の場合であって、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とする。）とする。ただし、当該金額が年額で定められている場合において、その年度における使用等の期間が１年未満のときは、月割りにより計算する。この場合において、当該期間に１月未満の端数があるときは、その端数の期間については１月とする。

２　前項の規定にかかわらず、土地又は公有水面の使用期間が１月に満たないものについての使用料の額は、別表に定める金額に許可の数量を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円とし、その額が100円以上の場合であって、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とする。）とする。

３　数量について別表に定める計算単位に満たない端数があるときは、これを切り上げて計算する。

（使用料の減免）

第15条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(１)　国又は公共団体において、その許可に係る法定外公共用財産を公用又は公共の用に供するとき。

(２)　前号に掲げるもののほか、市長が特にやむを得ないものと認めたとき。

（使用料の不返還）

第16条　既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(１)　第11条第３号の規定により許可の取消し又は変更をしたとき。

(２)　天災その他の事情により使用が不能又は著しく困難になったものと市長が認めたとき。

（委任）

第17条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第18条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。

(１)　第３条の規定に違反して、法定外公共用財産の保全及び利用に支障を及ぼすおそれを生じさせた者

(２)　第４条第１項の許可を受けないで同項各号に掲げる行為をした者

(３)　第８条に規定する使用の許可に付した条件に違反した者

(４)　第12条第１項の規定による原状回復をせず、又は同条第２項の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

２　詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成18年１月４日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前に、旧喜多方市法定外公共用財産の管理に関する条例（平成15年喜多方市条例第２号）、旧熱塩加納村公共物管理条例（平成15年熱塩加納村条例第３号）、旧塩川町法定外公共用財産の管理に関する条例（平成14年塩川町条例第２号）、旧山都町法定外公共用財産の管理に関する条例（平成15年山都町条例第13号）又は旧高郷村法定外公共用財産の管理に関する条例（平成15年高郷村条例第３号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

３　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、合併前の条例の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

附　則（平成26年３月26日条例第13号）

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。ただし、附則第４項を附則第３項とする改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の喜多方市法定外公共用財産の管理に関する条例第14条第２項の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附　則（令和元年９月24日条例第21号）

１　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

２　改正後の喜多方市法定外公共用財産の管理に関する条例第14条第２項の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

別表（第14条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | | 単位 | 使用料の額 | |
| 土地の使用 | 電柱（支線及び支柱を含む。） | | １本につき | 年額 | 680円 |
| 電話柱（電柱であるものを除く。） | | 年額 | 250円 |
| 街灯（電柱又は電話柱であるものを除く。） | | 年額 | 210円 |
| 送電鉄塔 | | 面積１平方メートルにつき | 年額 | 500円 |
| その他の柱類 | | １本につき | 年額 | 1,075円 |
| 管類の設置 | 外径が0.2メートル未満のもの | 長さ１メートルにつき | 年額 | 62円 |
| 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの | 年額 | 120円 |
| 外径が0.4メートル以上１メートル未満のもの | 年額 | 310円 |
| 外径が１メートル以上のもの | 年額 | 620円 |
| 橋りょう、桟橋又は通路敷地 | | 面積１平方メートルにつき | 年額 | 160円 |
| 駐車場、休憩場、商品置場又は材料置場 | | 年額 | 160円 |
| 広告板建設敷地 | | 広告表示面の面積１平方メートルにつき | 年額 | 2,125円 |
| その他の土地利用 | 工作物を設置する場合 | 面積１平方メートルにつき | 年額 | 170円 |
| 工作物を設置しない場合 | 年額 | 80円 |
| 公有水面の使用 | 区画漁業権に基づく養魚 | | 面積１アール | 年額 | 60円 |
| 区画漁業権に基づかない養魚 | | 年額 | 210円 |
| ボート浮遊 | | 年額 | 420円 |
| その他 | | 年額 | 420円 |

備考　この表の区分により難いもの又はこの表に区分のないものについては、その都度市長が定める。